

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画—地震災害対策計画—

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、犬山市防災会議が犬山市の地域に係る防災計画として作成する「犬山市地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 犬山市防災会議は、毎年、本市をとりまく諸条件の変化及び、愛知県地震災害対策計画の修正等により、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

◆ 資料1-1 「犬山市防災会議条例」

◆ 資料1-2 「犬山市防災会議運営要綱」

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ②南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ③関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。~~「災害応急対策」で定めるものとする。~~

3 他の計画との関係

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画を指針とするものである。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等
第5編	<u>南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</u> <u>東海地震に関する事前対策</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応</u> 等 <u>東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策</u> 等

第4節 市地域防災計画の作成又は修正

市防災会議は、市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、県地域防災計画を参考として行うものとし、計画事項に示されているものについては、地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 本市の特質と災害要因

第1節 本市の自然条件

1 位置、面積

犬山市は、愛知県の北西部、濃尾平野の北東隅と、その北東部に広がる愛岐丘陵の北西端に位置し、東経136° 55' 12" から137° 3' 11"、北緯35° 18' 37" から35° 25' 55" の間にあって、東西約12.3km、南北12.6kmに広がる面積74.90km²の市であり、その面積のうち46.8%は、森林が占めている。

市域の北辺を流れる木曾川は、全長約230km、美濃太田の上で飛騨川とその下流で可児川と合流し、犬山で濃尾平野に出て、長良川、揖斐川とともに伊勢湾に注いでいる。犬山市の北は日本ラインの名で著名なこの木曾川を隔てて岐阜県各務原市・坂祝町、東は尾張山地をもつ同県可児市、多治見市に接している。南と西とは、濃尾平野の北部を占める愛知県春日井市、小牧市、大口町、扶桑町に接していて、特に西方は、伊吹山辺りまで一望できる。

2 地形

犬山の地勢は、東部に山地があり、西から西南方にかけて平野が開けている。平野は北が高く、羽黒、楽田の方向へと低くなっている。地形的にみると、犬山市の西半域は標高30m余から55m余の沖積低地、及びこれに続く犬山台地と呼ばれる洪積台地低位段丘地域で形成されている。東半域は、標高130mから200mで、一方北から東にかけて美濃山地、尾張丘陵、愛岐丘陵、南東に尾張山地が広がる低山地域からなっている。木曾川の氾濫により形成された濃尾平野の東北端は犬山付近であり、扇状地、段丘等の発達、旧木曾川網状流路の跡などが観察される。山に囲まれた入鹿池は、農業用池として寛永10年（1633）に完成しているが、その後犬山城下の木津から木津用水が開鑿された。近年に至り、農業用、工業用、上水道等の目的から愛知用水が昭和36年に完成している。

現在の主要用水は、愛知用水路、入鹿用水路、木津用水路、宮田導水路である。犬山市域の主要な河川としては、木曾川を初めとして郷瀬川、新郷瀬川、合瀬川、半ノ木川、五条川、薬師川が流れている。また市域には、約150のため池が存在している。

3 地層と地質

尾張山地の山並みは、尾根や谷の多くが東西方向に延び、西に向かって開口したU字形の谷が発達しており、この山地を形成した地層は中・古生代で、硬いチャートが露出した尾根となっている。基盤岩類の地質構造区分によると、美濃帯と呼ばれ、尾張山地はこの範疇に入る。

尾張東部の丘陵は、瑞浪層群といわれる地層から成り立ち、浸食されやすい瑞浪層群が分布する地域では、浸食谷を形成し弧状の谷が発達しているが、これに対する瀬戸層群は浸食されにくく、地形が明瞭である。前者は第三紀中新世の中新統であり、後者は、第三紀鮮新世の東海層群に入るが、丘陵地は保水力が弱く、土質も良質でないために植生も雑木林程度である。

北から犬山、小牧、春日井の市街地がある河岸段丘は、氷河期の海進・海退の影響や地盤の傾動隆起に起因したもので、犬山城下の西側から南方へ延びた急斜面はその証左であり、この段丘面は平坦な地形をなしているが、洪積世の砂礫が堆積し

た河岸段丘は、更新世中期から後期に対比され、また、木曾の御嶽火山の噴出物を伴った約5万年前の木曾川泥流が犬山城付近にみられる。

犬山市継鹿尾から丸山、伏屋、可児市石原にかけて分布する暗灰色凝灰質シルト岩角礫岩は、シルト岩やチャートの角礫を含んでおり、これが風化して白色の細粒となってみられ、城東地区では、チャート、粘板岩、砂岩、ホルンフェルスの礫や濃飛流紋岩、砂岩、シルト岩などの礫から地層が形成されている。

(犬山東部の段丘)

犬山扇状地の東側に広がる一段と高い段丘は、第四紀の洪積世中位段丘の熱田層から、下位段丘の小牧面と呼ばれる小牧礫層、次いで低位段丘の鳥居松礫層がのっている。熱田層が形成された時期は、海浸があつて海面の上昇と濃尾傾動地塊運動が盛んな時であった。鳥居松層は、愛知県宮名古屋空港辺りから尾張東北部まで入り込んで、沖層地の砂質土を被覆し、チャート、石英、ホルンフェルスで構成された礫層で、粗質土は基質である。

この鳥居松層よりも一段と高い段丘が小牧礫層で、その範囲は小牧から犬山市街地まで及んでいる。

4 濃尾平野の生い立ち

犬山市東部の段丘面の西側には、広大な沖積平野が広がり、木曾三川を流域とした1,300km²の面積を有する。

濃尾平野は、第四紀に入ってから活発となった地塊性の沈降盆地として生まれた。

第2節 本市における既往の地震とその被害

1 既往の地震

愛知県は過去しばしば大地震に襲われており、地震国日本でも有数の地震県であるといえる。過去に本市及び本市周辺に大きな被害を与えた地震は、次のとおりである。

(1) 海溝型地震

- ・ 東南海地震 1944年12月7日 (昭和19年) M=7.9

震源地：紀伊半島南東沖 (33.6° N, 136.2° E)

地震の被害は、愛知、岐阜、三重の三県をはじめ、東は長野、山梨、西は滋賀、奈良、和歌山、大阪、兵庫の各府県に及んだ。地震動による被害は愛知、静岡の両県、津波は三重、和歌山の両県が主として受けた。

全体で死者(行方不明者を含む。)1,251人、負傷者2,971人、住宅全壊16,455棟、半壊36,590棟、流失2,612棟といわれているが、戦争による混乱のため被害実数は文献により大きく異なる。

愛知県の被害は死者438人、負傷者1,148人、住宅全壊6,411棟、全壊率1.0%、半壊19,408棟、非住宅の全壊10,121棟、半壊15,890棟、住家の被害率は2.4%であった。現犬山市周辺の震度階は5であり被害は軽微であった。

- ・ 南海地震 1946年12月21日 (昭和21年) M=8.0

震源地：紀伊半島沖 (32.9° N, 135.8° E)

一宮、津島などの尾張西部地方を中心に被害があり、名古屋では南部と西部にわずかに家屋被害があっただけで、人に被害は少なかった。

(2) 内陸型地震

- ・濃尾地震 1891年10月28日（明治24年）M=8.0

震源地：岐阜県西部（35.6° N, 136.6° E）

日本中にわたって強い地震動を感じた。濃尾平野、美濃北西部から越前平野にわたって、最も激しかった。

この地震によって岐阜県、愛知県を中心として死者7,469人、負傷者19,694人、住家の全壊数85,848棟、住家の半壊数62,772棟、非住家の全壊数69,855棟、非住家の半壊数50,446棟であった。

県内では、尾張部の被害が大きく震度7のところが多かった。本市での震度は6から7と推定され被害は死者35人、負傷者67人、住家の全壊数525棟、住家の半壊数713棟、非住家の全壊数1,174棟、非住家の半壊数687棟であった。（高雄村となっていた上野、木津の被害は不明のため含まず。）これに伴い、6箇所から出火し、民家が5戸焼失した。

この地震によって犬山城は天守をはじめ櫓、石垣、石畳等に大きな被害をうけた。震度7の激震域は犬山市の一部に及んだが、これは濃尾地震の地震断層のうち、梅原断層延長部の影響があったものと考えられる。

濃尾地震のうち根尾谷断層はトレンチ調査の結果、平均活動間隔は2,700年であり、7,000年前以降に3回活動したことが確認された。梅原断層のトレンチ調査の結果、約11,000年以降、濃尾地震の時だけ、ただ1回活動したことが確認された。この調査結果から、根尾谷断層とは濃尾地震の時是一緒に活動したが、別の活動間隔を持つ断層と考えられている。

- ・三河地震 1945年1月13日（昭和20年）M=6.8

震源地：渥美湾（34.7° N, 137.2° E）、震源の深さ10km

東は関東から、西は中国・四国まで人体に地震動を感じたが、規模としては大きくなかった。地震の被害は主として愛知県に発生し、一部静岡に及んだ。

愛知県での被害は、幡豆郡、碧海郡、宝飯郡を主とする三河平野周辺、渥美郡及び知多郡の被害は死者2,306人、傷者3,866人、住宅全壊7,221棟、半壊16,555棟、非住宅の全壊9,187棟、全壊15,124棟であった。

愛知県北西部の震度階は、春日井市4、西春町4、稲沢町（現稲沢市）5、丹陽町（現一宮市）5、一宮市4～5で、被害は報告されていない。

第3節 社会的条件

1 地震災害の特徴

地震災害は、地形、地盤等の自然条件に起因するものと、都市基盤整備の状況、人口の粗密、土地利用のあり方等社会的条件によってもたされる災害が同時複合的に起こるといった特徴をもっている。

災害を大きくする社会的要因は、主に次のような点が指摘される。

(1) 市街地への人口の集中

人口の増加に加え大規模宅地造成が進められ市街地は拡大した。また、近年の土地利用による市街地への人口の集中や中高層建築物の密集等の構造的な変化も進んだが、必ずしもすべての建築物が耐震性に優れているとはいえず、大規模な

木造密集地域も存在する。さらに、急速な高齢化に伴う高齢者、**外国にルーツをもつ人の増大等**、要配慮者の増大も社会的要因であるといえる。

(2) 生活様式の変化

電気、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性をも含んでいる。また、自動車の増加は交通混乱を引き起こし、消火、救急活動の妨げとなり、救援活動の障害ともなる。

(3) 地域における相互扶助機能の低下

発生直後の救援活動や被害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

このような急速な社会変化によって地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、復旧活動を困難にする要因ともなる。こうした条件変化に対して最大限の努力を払うとともに、防災意識の普及啓発活動を継続していくことが必要である。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について県による調査、研究を、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震被害の予測及び減災効果

1 海溝型地震（東海地震、東南海地震）

駿河湾を震源として、昭和54年の中央防災会議地震防災対策地域指定専門委員会が決定した断層モデルを震源域とする。（東海地震被害予測調査については、愛知県が平成14年から15年にかけて実施）

2 内陸型地震

(1) 遠方大地震

ほぼ500年から1,000年の単位で繰り返す大断層の活動による大地震で、直下大地震については、現在の観測体制ではいつどこで起きるかを予知するのは難しいと考えられている。

(2) 直下大地震

直下大地震については、現在の観測体制では予知等は困難とされており、想定地震として地震を特定することは適当でないので、一つの目安として、濃尾地震のうち梅原断層を想定して被害予測を行った。

以上の実状を踏まえたうえで、本計画は、本市に大きな被害を与えると想定される「東海地震」、「東南海地震」及び「濃尾地震」に対応する計画とする。

なお、愛知県が被害予測調査を行った「東海地震」、「東南海地震」、「東海・東南海地震連動」、「養老－桑名－四日市断層帯」の被害の概要について資料として示すものとする。

第2節 地震及び被害の想定

1 東海地震の予測

（平成15年5月愛知県の被害予測調査報告書から）

項 目		予 測 結 果
想定する地震	想定した地震断層	平成13年中央防災会議新モデル
	発生位置	駿河湾
	地震の規模	マグニチュード8.0
	地想定加速度（地表加速度）	犬山 ～約150ガル（ごく一部に200ガル）
	想定震度 県下～6強まで	犬山 4～5弱
被害想定	振動による建物の倒壊	県全域で 全壊12,000棟 犬山 なし
	出火件数	県全域で170件 焼損棟数2,400棟 地震予知なし 犬山 なし

人的被害	死者	270人	犬山	なし
	電話		県全域で	23,000戸
	帰宅困難者		県全域で	980,000人 犬山12,000人 昼間予知なし
ライフラインの被害	上水施設		県全域で被害箇所	1,267箇所、被害率0.04箇所/km
	ガス施設		県全域で被害箇所	268箇所、被害率0.01箇所/km

2 濃尾地震 梅原断層の予測結果

(平成14年3月防災アセスメント調査報告書から)

項 目		予測結果	
想定する地震	想定した地震断層	梅原断層 2.5 km	
	発生位置	岐阜県	
	地震の規模	マグニチュード7.2	
	想定加速度(地表加速度)	約500～1000ガル	
被害の想定	振動による建物の倒壊 建物棟数 43,217棟	全壊	木造3,051棟 非木造160棟 計3,211棟 (9.5%) (1.5%) (7.4%)
	建物の出火	平日冬 6時 平日冬17時	4件 (被害率0.01%) 10件 (被害率0.02%)
	人的被害 人口72,129人	平日冬6時	死亡者数 192人 (0.3%) 負傷者数 (重傷者数) 9,747人 (13.5%) 173人 (0.2%)
		平日冬17時	死亡者数 150人 (0.2%) 負傷者数 (重傷者数) 9,422人 (13.1%) 134人 (0.2%)

3 南海トラフ巨大地震の予測結果

(平成25年5月県防災会議発表の被害予測調査より)

項目		予測結果		
想定する地震	想定した地震断層	内閣府モデル検討会 陸側ケース		
	発生位置	南海トラフ		
	地震の規模	マグニチュード9.0		
	想定震度	5強～6弱(県内～7まで)		
被害の想定	冬夕 風速5m/s 早期避難率低	振動による建物の倒壊	全壊	被害わずか(県内236,000棟)
		液状化による建物の倒壊	全壊	20棟(県内26,000棟)
	冬深夜 風速5m/s 早期避難率低	出火件数	焼失	被害わずか(県内116,000棟)
		死者数	建物倒壊	被害わずかか(県内15,000人)
			火災	被害わずか(県内2,400人)

4 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果
(愛知県 平成23年～25年地震被害予測調査とりまとめ)

◎犬山市で被害が最大となるケース (過去地震最大モデル)

項目		予測結果	
想定する地震	想定した地震	過去地震最大モデル	
	発生位置	南海トラフ	
	地震の規模	マグニチュード 7.9～8.6	
	想定震度	5弱～5強 (県内～7まで)	
被害の想定 (県全体で被害が最大となるケースを参照)	全壊・焼失数 (冬夕18時発災)	揺れ	約10
		液状化	*
		浸水・津波	*
		急傾斜地崩壊等	*
		火災	*
		合計	約10
	死者数 (冬深夜5時発災、 早期避難率低の場合)	建物倒壊等	*
		浸水・津波	*
		急傾斜地崩壊等	*
		火災	*
		合計	*
	ライフライン機能支障 (発災1日後：冬夕18時発災)	上下水道 断水人口 (人)	約65,000
		下水道 機能支障人口 (人)	約800
		電力停電軒数 (軒)	約36,000
		固定電話 不通回線数 (回線)	約9,700
		携帯電話 停波基地局率 (%)	80%
		都市ガス 復旧対象戸数 (戸)	*
		LP ガス機能支障 世帯数 (世帯)	約70
	避難者数 (人) (冬夕18時発災)	1日後	約90
		1週間後	約3,600
		1ヶ月後	約90
	帰宅困難者数 (人) (昼12時発災)		約7,400～約9,200

災害廃棄物等（千トン）（冬夕18時発災）	約3
----------------------	----

*：被害わずか 想定条件：冬夕、風速 5m/s

①5未満→「*」、②5以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」、④1万以上→「百の位を四捨五入」

◎減災効果について(県全体被害に対する効果について)

(1) 建物被害

項目	過去地震最大モデル	
	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 47,000 棟	約 20,000 棟 (約 6 割減)

注) 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(2) 人的被害

項目	過去地震最大モデル	
	対策前	対策後
死者数	約 6,400 人	約 1,200 人 (約 8 割減)
うち建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 700 人 (約 7 割減)
うち浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 300 人 (約 9 割減)
自力脱出困難	約 800 人	約 200 人 (約 8 割減)
津波からの逃げ遅れ	約 3,100 人	約 200 人 (約 9 割減)

注1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2) 対策効果を想定した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

(3) 経済被害額（過去地震最大モデル）

項目	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約 13.86 兆円	約 11.25 兆円 (約 2 割減)

2. 減災効果の想定で前提とした対策項目について

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- ・建物の耐震化率 100%の達成（現状：約 85%）
- ・家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成（現状：50%）
- ・全員が発災後すぐに避難開始
- ・既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659 棟）

3. 今後の地震防災・減災対策の推進について

今回の調査で想定した被害と、4つの対策項目による減災効果を踏まえ、さらに、県民の生命、身体及び財産を守るため、今後の地震防災・減災対策を推進する。

4 活断層に関する調査研究

愛知県は、活断層調査の必要性を検討し、調査対象ゾーン区分及び最優先順位付けを行うため、平成7年度に直下型大地震対策調査を実施した。これにより、県は平成8年度から活断層調査を行っているが、その結果は、次のとおりである。

(1) 尾張西部地域の活断層調査の結果

ア 岐阜―一宮線

大深度反射法探査結果から深さ2,000m程度までの地下地質には、上下変位を示す累積的な構造は認められなかったため、岐阜―一宮線が大きな地震を繰り返し起こしてきた主要起震断層と想定することは困難である。しかし、地層の小規模な不連続は認められることなどから、比較的最近に活動を始めた断層であるために活動の痕跡を検出できなかった可能性もあるため、地震に対する注意は、引き続き怠るべきではないと判断される。

イ 大藪―津島線及び大垣―今尾線

ボーリング資料解析結果からこれまで断層が存在すると指摘されている付近には、地層の不連続は認められなかった。また、通商産業省地質調査所が平成9年度に実施した大深度反射法探査によって、大藪―津島線及び大垣―今尾線に相当する構造はないことが判明した。

ウ 弥富線及び木曽岬線

長良川河口堰付近で行われた既往の大深度反射法探査結果では、弥富線は存在しない可能性が極めて高いものと考えられる。なお、木曽岬線については、新しい知見は得られなかった。

- ◆ 資料10-4 「愛知県における既往の地震とその被害」
- ◆ 資料10-6 「気象庁震度階級」
- ◆ 資料10-7 「マグニチュード(M)と地震の程度」
- ◆ 資料10-8 「犬山市防災アセスメントの概要(平成14年1月)」

(参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価

[主要活断層帯の長期評価の概要 (算定基準日 令和4年(2022年)1月1日)]

都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュー ド)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注4)		地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔	
				ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期	
愛知県	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯) ^(注5)	びょうぶやま・ えなさん-さな げやまだんそう たい	6.8程度	Aランク	黄色	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000-12,000年程度 不明	
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク	灰色	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明	
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)		7.7程度	A*ランク	黄色	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4-1.1	約7,200-14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前	
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)		7.7程度	Zランク	黄色	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度 約14,000年前頃	
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注5)		7.4程度	Aランク	黄色	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明	
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	いせわんだん そうたい	7.2程度	Zランク	黄色	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03-0.1	10,000年-15,000年程度 概ね1000年前以後-500年前以前	
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク	黄色	ほぼ0%~ 0.002%	ほぼ0%~ 0.004%	ほぼ0%~ 0.01%	0.2-0.4	5,000年-10,000年程度 概ね2,000年前以後-1,500年前以前	
	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)		7.0程度	A*ランク	黄色	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6-0.8	8,000年程度 概ね6,500年前以後-5,000年前以前	
	岐阜-一宮断層帯	ぎふ-いちの みやだんそうた い	活断層ではないと判断される。								

なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

- 注)・「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確率値を表す。
 ・活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。
 ・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。
 ・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。
 ・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないうことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市、県の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市は県と連携し、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6) 避難の指示を行う。 (7) 被災者の救助を行う。 (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (15) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (16) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (17) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (19) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。 (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (21) 災害廃棄物の処理を行なう。

2 県

機関名	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (4) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。

	<p>(5) 避難の指示を代行することができる。</p> <p>(6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。</p> <p>(7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</p> <p>(8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。</p> <p>(10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。</p> <p>(12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。</p> <p>(13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>(15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。</p> <p>(16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。</p> <p>(17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(18) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。</p> <p>(19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p> <p>(20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p>(21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</p> <p>(22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</p> <p>(23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p> <p>(24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。</p> <p>(25) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。</p> <p>(26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>(27) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。</p>
<p>愛知県 犬山警察署</p>	<p>(1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。</p> <p>(2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。</p> <p>(3) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。</p> <p>(4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。</p> <p>(5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</p> <p>(6) 人命救助を行う。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 (8) 災害時等における交通秩序の保持を行う。 (9) 警察広報を行う。 (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (11) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。 (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。
尾張県民事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (3) 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整を行う。 (4) 緊急通行車両等の確認証明書を発行する。
一宮建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設に対する応急措置を行う。 (2) 公共土木施設の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
江南保健所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害救助法に基づく医療及び助産を行う。 (2) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

3 指定地方行政機関

機関名	内容
東海財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 (2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。 (3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。 (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。 (5) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。
東海農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。

	<p>(4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。</p> <p>(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。</p> <p>(6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。</p> <p>(7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。</p> <p>(8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。</p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p>
中部森林管理局	<p>(1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。</p> <p>(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</p> <p>(3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</p> <p>(4) 知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。</p>
中部運輸局	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあわせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>(3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>(5) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>(6) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あわせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団</p>

	<p>体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>(11) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</p>
名古屋地方気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
東海総合通信局	<p>(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。</p> <p>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関するを行う。</p> <p>(5) 非常通信協議会の運営に関するを行う。</p> <p>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。</p>
愛知労働局	<p>(1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。</p> <p>(2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。</p> <p>(3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。</p> <p>(4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。</p> <p>(5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。</p> <p>(6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。</p> <p>(7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。</p> <p>(8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条</p>

	に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。
中部地方整備局	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。</p> <p>イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。</p> <p>ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</p> <p>エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>オ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>カ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>キ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。</p> <p>(3) 応急復旧</p> <p>ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。</p> <p>イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力をを行う。</p> <p>ウ 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。</p> <p>エ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。</p> <p>オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>カ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。</p> <p>キ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。</p>
東海防衛支局	(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。

	(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
--	--

4 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。 イ 災害派遣計画を作成する。 ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。 (2) 発災後の対処 ア 即時救援活動 人命救助を最優先して救援活動を実施する。 イ 応急救援活動 方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。 ウ 方面隊による本格対処 方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

5 指定公共機関

機関名	内容
独立行政法人水資源機構	愛知用水、豊川用水、木曾川用水、長良導水の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。
独立行政法人都市再生機構	(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本赤十字社	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) 避難所の設置に係る支援を行う。 (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) 血液製剤の確保と供給を行う。 (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 (6) 義援金等の受付及び配分を行う。 なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

日本放送協会	<p>(1) 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</p> <p>(2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</p> <p>(3) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(4) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(5) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</p>
日本郵便株式会社	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</p> <p>(5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p>
中部電力株式会社（※1）	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。</p> <p>（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）</p>
東邦瓦斯株式会社（※）・犬山瓦斯株式会社	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。</p> <p>(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p>（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）</p>
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株	<p>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</p>

株式会社	
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
KDDI株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。 (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (2) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
株式会社イトー	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な

ヨ一カ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	物資の調達又は供給等を行う。
---	----------------

6 指定地方公共機関

機関名	内容
愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
愛知県尾張水害予防組合	(1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。 (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。
各ガス事業者	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
一般社団法人愛知県トラック協会	緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
各鉄道事業者	東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。
公益社団法人愛知県医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
一般社団法人愛知県歯科医師会	(1) 歯科保健医療活動に協力する。 (2) 身元確認活動に協力する。
一般社団法人愛知県薬剤師会	(1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。
一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。
一般社団法人愛知県LPガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
一般社団法人愛	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害

知 県 建 設 業 協 会、一般社団法人 愛知県土木研 究会	対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
---	--

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体	農業協同組合、漁業協同組合、商工団体等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
建築関係団体	一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。